



発行 東京都

目次

規則

告示

- 東京都体育施設条例施行規則の一部を改正する規則……………一  
……………（オリンピック・パラリンピック準備局大会施設部施設整備第一課）
- 建築基準法による一団地の区域……………二  
……………（都市整備局多摩建築指導事務所建築指導第一課）
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……………二  
……………（環境局環境改善部化学物質対策課）
- 母子保健法施行規則による指定養育医療機関の変更……………三  
……………（福祉保健局少子社会対策部家庭支援課）
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の変更……………三  
……………（福祉保健局障害者施策推進部精神保健医療課）
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の休止及び廃止……………五  
……………（同）
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の廃止及び再開……………五  
……………（同）
- 知事指定薬物の指定の失効……………六  
……………（福祉保健局健康安全部薬務課）
- 電線共同溝の整備等に関する特別措置法による道路の指定……………七  
……………（建設局道路管理部監察指導課）
- 平成十七年東京都告示第五百九号（地方公営企業法の財務規定等が適用される東京都の経営する事業の出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関）の一部改正……………八  
……………（会計管理局管理部公金管理課）

告示（海区漁調）

公 告

- 東京海区における底魚、かつお及びまぐろの採捕の制限……………八
- 特定非営利活動法人の認定……………八  
……………（生活文化局都民生活部管理法人課）
- 東京都指定給水装置工事事業者の事業廃止……………九  
……………（水道局）
- 排水設備工事責任技術者資格試験の実施……………九  
……………（下水道局）

規則

東京都体育施設条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和三年六月二十五日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都規則第二百七十七号

東京都体育施設条例施行規則の一部を改正する規則

東京都体育施設条例施行規則（平成十九年東京都規則第七十六号）の一部を次のように改正する。

第七条中「第六号及び第七号」を「第七号及び第八号」に改め、「第五号」の下に「及び第六号」を加え、第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 前号に規定する者が、宿泊室を使用するとき。 二割五分

「食堂

ロビー、エントランスホールそ

他の施設（第八条に規定する施設又は部分を除く。）に改め、同部夢の島公園ア

チエリー場の項中「七月」を「六月」に改め、同部備考1中「武蔵野の森総合スポーツプラザ」の下に「及び海の森水上競技場」を加え、同表二の部夢の島公園アチエリー場の項申込期間の欄を次のように改める。

使用月の十二月前の月の初日から

附則

この規則は、公布の日から施行する。

### 告示

#### ●東京都告示第八百七十号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第八十六条の二第一項の規定による認定をしたので、同条第六項の規定により一団地の区域等を次のとおり告示し、縦覧に供する。

令和三年六月二十五日

東京都多摩建築指導事務所長 浅井 勉

一 対象区域の地名地番及び認定年月日

対象区域の地名地番 認定年月日

武蔵村山市緑が丘千四百六十番一、 令和三年五月十日  
同番五から同番八まで、千四百八十五番一、同番四から同番九まで、千五百九十九番二、同番四、千六百十番、同番二から同番五まで、千六百十九番一、同番五から同番七まで、千六百三十八番、千六百六十六番、千六百七十五番一、同番三、同番四、千六百七十九番一、千六百九十一番、千六百九十三番一、同番七から同番十一まで、千七百三十二番一、同番三から同番十五まで、千七百五十七番六、千七百九十三番、千八百五十八番三、千八百五十九番一、同番三、千九百十三番四、同番八から同番十一まで、千九百十九番、同番二から同番五まで、千九百七十七番、同番二、同番三、千九百八十七番一、同番三、千九百九十三番一、同番八、二千番一、同番五及び同番六

二 認定計画書の縦覧場所

東京都多摩建築指導事務所建築指導第一課（立川市錦町四丁目六番三号）

#### ●東京都告示第八百七十一号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和三年六月二十五日

東京都知事 小池 百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（大田区東糀谷六丁目地内）

二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 六価クロム化合物、砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物並びにふっ素及びその化合物

別図

格子の回転角度 (85度0分0秒)

格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

地点AからAFの座標は以下のとおり

地点	X	Y
A	-7730	-49231
B	-7733	-49354
C	-7741	-49353
D	-7668	-49300
E	-7671	-49280
F	-7673	-49271
G	-7676	-49251
H	-7678	-49241
I	-7679	-49231
J	-7630	-49228
K	-7614	-49228
L	-7614	-49230
M	-7590	-49226
N	-7590	-49227
O	-7589	-49227
P	-7565	-49232
Q	-7564	-49252
R	-7564	-49262
S	-7595	-49278
T	-7510	-49286
U	-7529	-49295
V	-7572	-49210
W	-7574	-49210
X	-7574	-49205
Y	-7575	-49205
Z	-7576	-49194
AA	-7575	-49188
AB	-7569	-49188
AC	-7569	-49192
AD	-7579	-49232
AE	-7566	-49316
AF	-7730	-49346

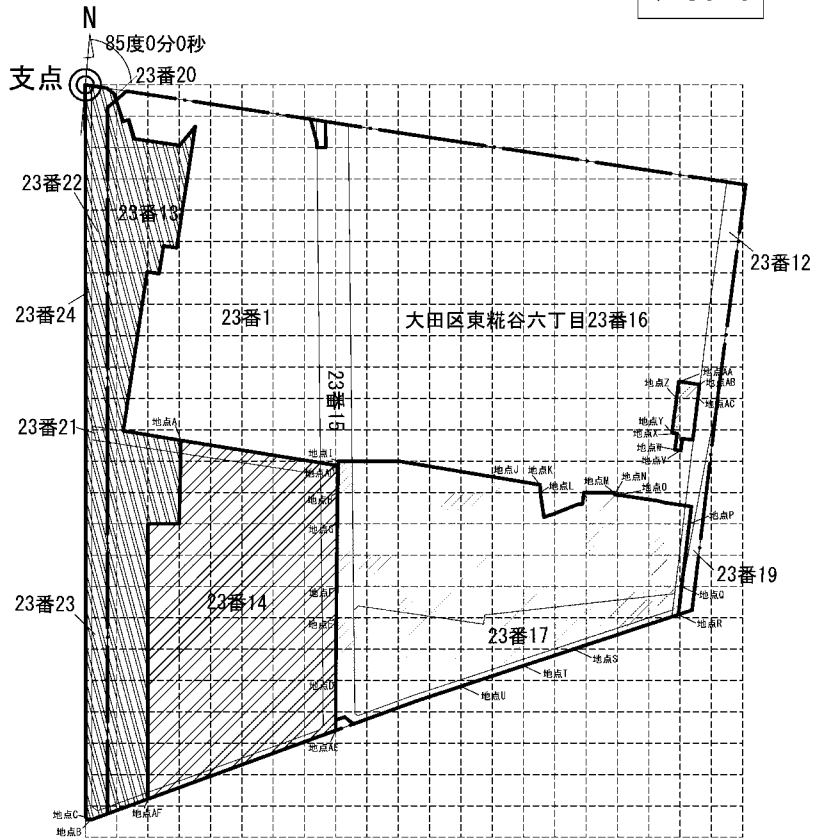
※地点A、B、Cは平成29年東京都告示第862号により指定した区域の地点  
※座標は測量法及び水路業務法の一部を改正する法律(平成13年法律第3号)附則第2条の規定により世界測地系座標計算によって作成した。

支点

支点は大田区東糀谷六丁目23番24の最北端とする。

凡例

- 単位区画
- 筆境界
- 調査範囲
- 事業敷地
- ▨ 形質変更時要届出区域 (この告示により指定する区域)
- ▨ 形質変更時要届出区域 (令和2年東京都告示第1375号により指定した区域)
- ▨ 形質変更時要届出区域 (平成29年東京都告示第862号により指定した区域)



●東京都告示第八百七十二号

母子保健法施行規則(昭和四十年厚生省令第五十五号)第十二条の規定に基づき、指定養育医療機関から変更の届出があったので、次のとおり告示する。

令和三年六月二十五日

東京都知事 小池 百合子

名称の変更 所在地の変更 変更年

変更前 変更後 変更前 変更後 月日

葛飾赤十字産院 東京かつしか赤十字母子医療センター 葛飾区立石 葛飾区新宿 令和三年六月一日

●東京都告示第八百七十三号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号。以下「法」という。)第六十四条の規定による届出があったので、法第六十九条及び指定自立支援医療機関の指定等に関する規則(平成十八年東京都規則第三十三号)第五条第二項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和三年六月二十五日

東京都知事 小池 百合子

病院又は診療所(精神通院医療)

(1) 名称及び所在地の変更

新 名 称	旧 名 称	新 所 在 地	旧 所 在 地	変更年月日
まりあクリニック	まりあ内科クリニック	調布市円領町4-14-10	調布市円領町3-3-20大竹ビル2階	平成30年1月1日

(2) 名称の変更

新 名 称	旧 名 称	所 在 地	変更年月日
医療法人社団のびた みくりキッズクリニック	みくりキッズクリニック	世田谷区上野毛2-22-14 CORTILETAMAGAWA B棟	平成31年4月1日
医療法人社団もも こころの診療所	もも こころの診療所	千代田区神田神保町1-16-3 TS1神保町ビル4階	令和元年5月1日
医療法人社団貴秋会ちあきクリニック	ちあきクリニック	目黒区自由が丘2-8-30	令和元年6月1日

(3) 所在地の変更

名 称	新 所 在 地	旧 所 在 地	変更年月日
医療法人社団 泉樹会 ホームクリニックなかの十番クリニック	中野区野方4-4-11 マンションカノオプス301	中野区江古田4-29-11 フォンテラス中野306	平成29年2月1日
池袋内科	港区麻布十番3-6-10101	港区麻布十番3-6-10-303	平成30年7月1日
新橋アサイクリニック	豊島区西池袋1-6-1ホテルメトロポリタンB1F	豊島区西池袋1-3-5 山中ビル2階	令和元年6月1日
	港区新橋2-11-8 国土施設ビル3階	港区新橋2-11-8 セントランス・2ビル3階	令和元年7月1日

薬局(精神通院医療)

(1) 名称の変更

新 名 称	旧 名 称	所 在 地	変更年月日
クレヨン薬局 神楽坂店	中川薬局 神楽坂店	新宿区久米町57メゾンDウツ神楽坂1階	平成30年2月1日
おれんじ薬局 鈴木町店	オレンジ薬局 鈴木町店	小平市鈴木町2-865-97	平成31年4月1日
ルクル薬局	サザン調剤薬局 三鷹台店	三鷹市井の頭2-7-6	令和元年5月1日
なぎさ薬局 千石駅前店	千石駅前薬局	文京区木暮込2-10-4 四谷ビル1階	令和元年6月1日
中川薬局中野本町店	アルト薬局	中野区本町6-6-3ワークス1101号室	同 日
セイムス東青梅薬局	パイオ薬局東青梅店	青梅市東青梅4-18-30	令和元年6月3日
セイムス藤橋2丁目薬局	パイオ薬局藤橋2号店	青梅市藤橋2-9-1	令和元年6月17日
アイン薬局 上池台店	かみいけだい調剤薬局	大田区上池台1-45-15	令和元年7月1日
アイン薬局 南六郷店	すみれ薬局	大田区南六郷2-32-5	同 日
クローバー薬局 立川店	アイン薬局 立川羽衣店	立川市羽衣町3-12-3	同 日
エル薬局	エル薬局 東中野店	中野区東中野4-7-8 1F	同 日
鶴川鈴薬局	すざき調剤薬局鶴川駅前店	町田市能ヶ谷1-7-7 レクセルプラザ鶴川1階101	同 日

(2) 所在地の変更

名 称	新 所 在 地	旧 所 在 地	変更年月日
日生薬局 秋葉原店	台東区台東1-4-2 Casa Verde 1階	千代田区神田佐久間町3-27-3 ガーデンパークビル1階	令和元年5月1日
万年橋薬局	東村山市恩多町3-22-43	東村山市恩多町1-40-3	令和元年6月1日
新街薬局	渋谷区代々木2-6-7 セイチビル8階	渋谷区代々木2-9-5 森本ビル8階	令和元年6月5日
フラワー薬局 野方店	中野区野方5-3-1 野方W1Z103	中野区野方5-25-4 栗田ビル1階東側	令和元年7月1日

指定訪問看護事業者等(精神通院医療)

(1) 名称及び所在地の変更

新 名 称	旧 名 称	新 所 在 地	旧 所 在 地	変更年月日
創健訪問看護リハビリステーション	創健訪問看護リハビリステーション大森	大田区大森北2-3-16 第一かぎわだビル2F	大田区大森北1-15-14 第11三井ビル2F	令和元年5月20日

(2) 名称の変更

新 名 称	旧 名 称	所 在 地	変更年月日
せんじゅ訪問看護	せんじゅ訪問看護リハビリステーション	江戸川区北小岩8-21-6 仙寿庵202	令和元年6月3日
あすリハ訪問看護ステーション	ケアーズリハビリティ訪問看護ステーションさくら六郷	大田区仲六郷1-20-4101	令和元年7月1日

(3) 所在地の変更

名 称	新 所 在 地	旧 所 在 地	変更年月日
リハビリ訪問看護ステーション ハビネスケア	新宿区高田馬場1-24-27 ドウマール市川201	神奈川県相模原市南区上鶴間本町5-3-35	平成28年7月25日
浴光訪問看護ステーション	国分寺市東恋ヶ窪3-28-15 ひまわり苑内	国分寺市東恋ヶ窪4-2-24	平成29年10月1日
まごころ訪問看護リハビリステーション	板橋区成増2-10-22	練馬区旭町3-24-19-104	平成29年11月4日
まちかど保健室	小平市仲町542-20 ハイム小平102	小平市花小金井2-1-31 花小金井ハイツ102	平成31年1月8日
中目黒訪問看護ステーション	目黒区中町1-32-8 中町Rビル1階	目黒区中町1-3-2 4階	令和元年6月1日
訪問看護ステーションふくらう等々力	世田谷区等々力3-5-11 ライオンズマンション等々力 第5-203号室	東京都世田谷区等々力3-5-2 ヒューリック等々力ビル3階	令和元年6月11日
ハートフル訪問看護ステーション中目黒	目黒区上目黒2-15-6 川鍋ビル4階	目黒区上目黒2-25-13 エムス東302号	令和元年7月1日
訪問看護ステーションそらまめ	大田区上池台2-1-11 グラスビル流足池101	大田区北馬込1-27-1 ケルン北馬込101	同 日

●東京都告示第八百七十四号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成十八年厚生労働省令第十九号）第六十三条の規定による届出があったので、指定自立支援医療機関の指定等に関する規則（平成十八年東京都規則第三十三号）第五条第二項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和三年六月二十五日

東京都知事 小 池 百合子

病院又は診療所（精神通院医療）

(1) 廃止

名 称	所 在 地	廃止年月日
八重洲クリニック	中央区日本橋2-1-10柳屋ビル2F	平成31年4月1日

薬局（精神通院医療）

(1) 廃止

名 称	所 在 地	廃止年月日
スマイル薬局田町西口店	港区芝5-33-7徳栄ビル1階	令和元年5月31日
エール薬局昭島店	昭島市緑町4-18-12 高山ビル1階	同 日
大島薬局	文京区湯島3-41-3	令和元年6月19日

指定訪問看護事業者等（精神通院医療）

(1) 休止

名 称	所 在 地	休止年月日
桜台訪問看護ステーション	練馬区桜台2-1-6	平成31年2月28日

●東京都告示第八百七十五号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成十八年厚生労働省令第十九号）第六十三条の規定による届出があったので、指定自立支援医療機関の指定等に関する規則（平成十八年東京都規則第三十三号）第五条第二項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和三年六月二十五日

東京都知事 小 池 百合子

薬局(精神通院医療)

(1) 廃止

名称	所在地	廃止年月日
ふたば調剤薬局	町田市つくし野1-28-1	平成31年4月30日
調剤薬局ソルハドドラッグ青梅今井店	青梅市今井3-10-9	令和元年5月16日
ブラザ薬局	新宿区西新宿1-11-12	令和元年5月31日
スーパーテル薬局えぼらまち	品川区中延5-7-6ファーストビルビルディング	同日
ヘルス薬局	江東区毛利1-2-10 イガミビル	令和元年6月17日
富上見ヶ丘薬局	昭島市福島町9-04-5 穂高共1階	令和元年6月26日
かちどき薬局 毛利店	江東区毛利1-1-14	令和元年6月30日
アイン薬局 新宿南口店	渋谷区代々木2-1-5 JR南新宿ビル1階	同日
水戸薬局北綾瀬店	足立区加平3-4-1 ウィステリアガーデン3F	同日
共創未来 船堀薬局	江戸川区北葛西1-14-24	同日
ことぶき薬局 府中店	府中市宮町1-31-7 1階	同日

(2) 再開

名称	所在地	再開年月日
かのうや薬局横川店	八王子市横川町5-69-9	令和元年7月1日

指定訪問看護事業者等(精神通院医療)

(1) 廃止

名称	所在地	廃止年月日
板橋ロイヤル訪問看護ステーション	板橋区小豆沢2-19-6	平成31年3月31日
高島平ロイヤル訪問看護ステーション	板橋区高島平1-74-7 2階	同日

●東京都告示第八百七十六号

東京都薬物の濫用防止に関する条例(平成十七年東京都条例第六十七号)第十三条第一項の規定により、知事指定薬物の指定が次のとおり効力を失うので、同条第二項の規定により告示する。

令和三年六月二十五日

東京都知事 小池 百合子

一 失効する知事指定薬物の名称

別表のとおり

二 失効の理由

当該知事指定薬物は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令(令和三年厚生労働省令第百五号)の施行により、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十五年法律第四十五号)第二条第十五項に規定する厚生労働大臣の指定薬物に指定されるため

三 失効年月日

令和三年六月二十七日

四 罰則の適用

この指定の失効前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

【別表】

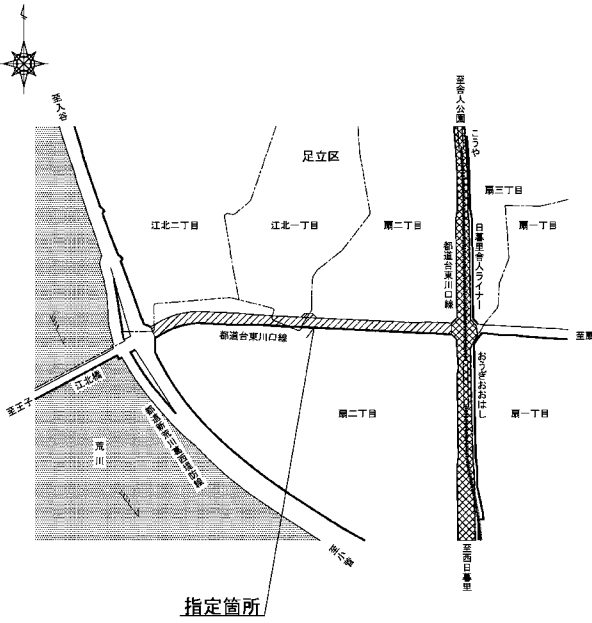
	化学名	通称名
(1)	N- {1- [2-ヒドロキシ-2- (チオフェン-2-イル) エチル] ピペリジン-4-イル} -N-フェニルプロパンアミド及びその塩類	β-Hydroxythiofentanyl
(2)	メチル=2- [1- (4-フルオロブチル) -1H-インドール-3-カルボキサミド] -3, 3-ジメチルプタノアート及びその塩類	4F-MDMB-BICA、4F-MDMB-BUTICA

●東京都告示第八百七十七号  
 電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成七年法律第三十九号)第三条第一項の規定により、電線共同溝を整

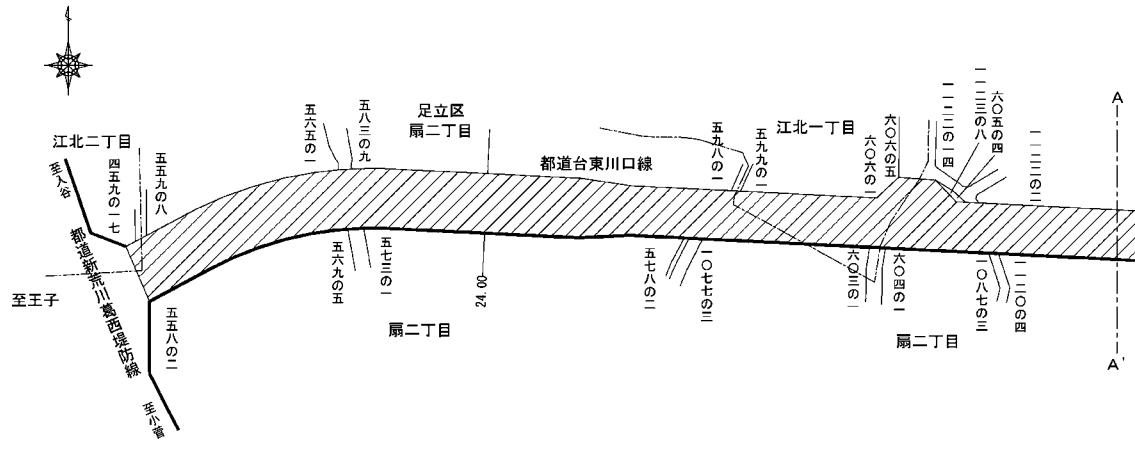
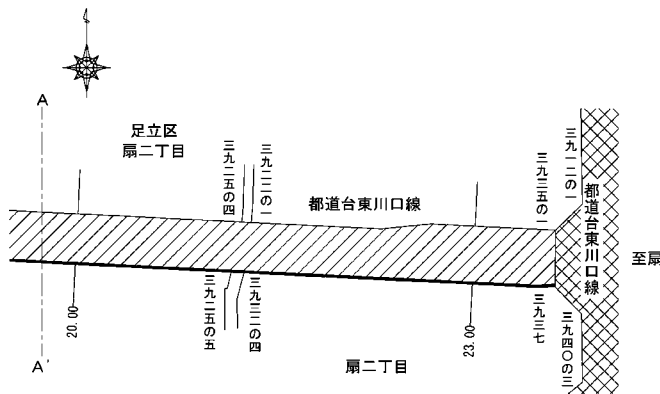
別図

電線共同溝を整備すべき道路の指定略図  
 都道台東川口線  
 足立区扇二丁目～江北二丁目

延長 六〇七・四六メートル (指定区間)  
 (電線共同溝予定名称 台東川口・四号)  
 既指定区間



備すべき道路を次のように指定する。  
 令和三年六月二十五日  
 東京都知事 小池百合子  
 一 路線名  
 都道台東川口線



二 指定する区間  
 足立区扇二丁目三千九百四十番三地先から同区江北二丁目四百五十九番十七地先まで  
 三 指定の概要  
 別図表示のとおり

●東京都告示第八百七十八号

平成十七年東京都告示第五百九号(地方公営企業法の財務規定等が適用される東京都の経営する事業の出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関)の一部を次のように改正する。

令和三年六月二十五日

東京都知事 小 池 百合子

二の表(二)の部中「東京都地方公営企業の設置等に関する条例(昭和四十一年東京都条例第四百十七号)」を「条例」に改め、同部江東信用組合の項中「築地支店」を「豊洲支店」に改め、同部を同表(三)の部とし、同表(一)の項の次に次のように加える。

- (二) 東京都地方公営企業の設置等に関する条例(昭和四十一年東京都条例第四百十七号。以下「条例」という。)
- 第一条第一項第十号に規定する港湾事業のみに係る収納取扱金融機関

名 称

事務取扱店舗

株式会社ゆうちょ銀行(郵政民営 東京都小笠原村の区域法(平成十七年法律第九十七号)第九十四条に規定する郵便貯 店 金銀行をいう。)

告 示 (海区漁調)

●東京漁調指示第七号

東京海区(小笠原海域に限る。)における船舶を使用した底魚、かつお及びまぐろの採捕について、漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第二百二十条第一項の規定に基づき、次のとおり制限する。

令和三年六月二十五日

東京海区漁業調整委員会

会長 有 元 貴 文

(採捕の禁止)

- 一 東京海区(小笠原海域に限る。)において、総トン数六十トン以上の船舶を使用して底魚、かつお及びまぐろを対象とした遊漁の案内を行い、又は遊漁による底魚、かつお及びまぐろを採捕してはならない。また、小笠原村陸岸から三海里以内の海面において、総トン数十トン以上の船舶を使用して底魚、かつお及びまぐろを対象とした遊漁の案内を行い、又は遊漁による底魚、かつお及びまぐろを採捕してはならない。(指示の有効期間)
- 二 この指示の有効期間は、令和三年七月一日から令和四年六月三十日までとする。

公 告

特定非営利活動法人の認定について

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第四十四条第一項に規定する特定非営利活動法人の認定をしたので、同法第四十九条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第二十二條の三の規定により、次のとおり公告する。

令和三年六月二十五日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 名称 特定非営利活動法人全国こども食堂支援センター・むすびえ

二 代表者の氏名 湯浅 誠

三 主たる事務所の所在地 新宿区西新宿一丁目二十番三号 西新宿高木ビル七階

四 認定の有効期間 令和三年五月十二日から令和八年五月十一日まで

一 名称

特定非営利活動法人ジャパンマック

二 代表者の氏名 伊藤 達雄、岡田 昌之

三 主たる事務所の所在地 北区滝野川六丁目七十六番九号 エスポワール・オチアイ一階

四 認定の有効期間 令和三年五月二十五日から令和八年五月二十四日まで

一 名称

特定非営利活動法人東京都日本中国友好協会

二 代表者の氏名 宇都宮 徳一郎

三 主たる事務所の所在地 文京区本郷三丁目四番五号 ハイムお茶の水七階七〇二号室

四 認定の有効期間 令和三年六月四日から令和八年六月三日まで

一 名称



<p>一〇二六 梶館設備 梶館 雄太 神奈川県相 同年五月</p> <p>六八七 双葉工業 株式会社 川島 秀雄 北区赤羽西 一丁目二十 八番六号 日 令和三年 四月三十</p> <p>五五六 有田建設 志賀 武史 立川市西砂 町五丁目十 四番地の十 二 令和二年 七月二十</p> <p>五五三七 菅産業 有限会社 濱野 信治 西東京市芝 久保町五丁 目一番五号 月十一日 同年十二</p> <p>四七一〇 株式会社 高橋 行雄 調布市佐須 町一丁目六 番地九 日 令和元年 五月三十</p> <p>指定番号 商号 代表者 住所 廃止年月日</p> <p>東京都水道局長 浜 佳葉子</p>	<p>特定非営利活動法人 e i Education</p> <p>二 代表者の氏名</p> <p>三輪 開人</p> <p>三 主たる事務所の所在地</p> <p>千代田区東神田一丁目二番八号</p> <p>四 認定の有効期間</p> <p>令和三年六月二日から令和八年六月一日まで</p> <p>東京都指定給水装置工事事業者の事業廃止に ついて</p> <p>水道法(昭和三十三年法律第七十七号)第二十五条の七の規定に基づき、東京都指定給水装置工事事業者から次のとおり事業の廃止の届出があった。</p> <p>令和三年六月二十五日</p>	<p>七</p> <p>模原市南区 二十四日</p> <p>相武台一丁目十五番九号 RARA 相武台一〇三</p> <p>六五五八 株式会社 落合みつ子 埼玉県入間 郡三芳町藤 八日 同月二十</p> <p>オチアイ 久保千百二 十二番地四</p> <p>七一四三 高橋工業 高橋 茂雄 西東京市下 保谷四丁目 四番六号 同日</p> <p>排水設備工事責任技術者資格試験の実施について</p> <p>東京都下水道条例(昭和三十四年東京都条例第八十九号)第七条の八第四項に規定する排水設備工事責任技術者資格試験を実施するので、東京都指定排水設備工事事業者規程(平成十三年東京都下水道局管理規程第四号)第十二条第四項の規定により公告する。</p> <p>令和三年六月二十五日</p> <p>東京都下水道局長 神山 守</p> <p>一 試験期日</p> <p>令和三年十月三日(日曜日)</p> <p>二 試験会場</p> <p>青山学院大学 渋谷区渋谷四丁目四番二十五号</p> <p>三 受験申込書の提出期間、提出先等</p> <p>(一) 提出期間</p> <p>令和三年七月一日(木曜日)から同月三十日(金曜日)まで(同日の消印によるものまで有効)</p>
<p>提出先</p> <p>千代田区大手町二丁目六番二号</p> <p>東京都下水道サービス株式会社</p> <p>(三) 提出方法</p> <p>郵送によること。</p> <p>四 受験手数料</p> <p>六千円</p> <p>五 受験申込書等の配布について</p> <p>試験案内、申込書等を下水道局施設管理部排水設備課、各下水道事務所お客さまサービス課及び市町村下水道担当部署において、令和三年六月二十八日(月曜日)から配布する。</p>	<p>提出先</p> <p>千代田区大手町二丁目六番二号</p> <p>東京都下水道サービス株式会社</p> <p>(三) 提出方法</p> <p>郵送によること。</p> <p>四 受験手数料</p> <p>六千円</p> <p>五 受験申込書等の配布について</p> <p>試験案内、申込書等を下水道局施設管理部排水設備課、各下水道事務所お客さまサービス課及び市町村下水道担当部署において、令和三年六月二十八日(月曜日)から配布する。</p>	<p>提出先</p> <p>千代田区大手町二丁目六番二号</p> <p>東京都下水道サービス株式会社</p> <p>(三) 提出方法</p> <p>郵送によること。</p> <p>四 受験手数料</p> <p>六千円</p> <p>五 受験申込書等の配布について</p> <p>試験案内、申込書等を下水道局施設管理部排水設備課、各下水道事務所お客さまサービス課及び市町村下水道担当部署において、令和三年六月二十八日(月曜日)から配布する。</p>

発行  
 東京都  
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一  
 号  
 電話 ○三(五三二)一(一)一(代)

郵便番号  
 163-8001

定価  
 本号  
 一箇月 六、六〇〇円  
 (郵送料を含む)

印刷所  
 勝美印刷株式会社  
 東京都文京区白山一丁目十三番七号  
 電話 ○三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号  
 113-0001

